

平成 29 年 8 月 29 日付けの入札説明書等の次の箇所を修正します。

○別紙 2 県営住宅設計基準 IV.機械編 第 11 章 1 (1)

変更前		変更後	
場所	機器	場所	機器
流し	レンジフードファン	流し	レンジフードファン
浴室・便所・洗面	集合住宅用空調換気扇による一種換気：排気口	浴室・便所・洗面	換気扇
居室	〃 : 外気吸気口	居室	外気換気口